

能美市地域公共交通協議会規約(案)

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。)第6条第1項の規定に基づき、能美市地域公共交通計画(以下「計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保を図り、利用者の利便の増進のための施策及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会を設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、能美市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、能美市来丸町1110番地能美市役所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のため、地域にとって最適な公共交通のあり方を検討し、その取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(実施事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (5) 協議会の運営方法に関すること。
- (6) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置くこととし、相互に兼ねることはできないものとする。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

3 会長は、能美市副市長をもってこれを充てる。

4 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

5 会長は、副会長及び監事を委員の中から任命する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

7 監事は、協議会の会計監査を行うものとし、その結果を協議会の会議において報告する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

(1) 別表に掲げる委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

(2) 前号以外の委員については2年以内とする。ただし、欠員により新たに委員となったものの任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、能美市の交通施策を担当する課に置く。

3 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の運営)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告するものとする。

4 前項の規定による報告があったときは、欠席する委員の代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

5 会議の決議方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決することとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。

7 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の決議に代えることができる。この場合において、第2項及び第5項の規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第11条 協議会は、必要に応じ、分科会を設置することができる。

2 分科会の委員は、第6条各号に掲げる委員その他協議会が必要と認めた者とする。

3 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席等)

第12条 協議会及び分科会は、協議に必要があると認められるときは、委員以外の関係者(以下「関係者」という。)に対して会議への出席を依頼し、意見、説明若しくは資料提出を求めることができる。

(経費)

第13条 協議会の経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必

要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 協議会の委員及び関係者の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更等)

第17条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年4月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日以後最初に選任される委員の任期は、第7条第2号の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

別表(第6条関係)

区分	委員
活性化再生法第6条第2項第1号委員	市の職員から市長が指名する者
活性化再生法第6条第2項第2号委員	一般乗合旅客自動車運送事業者
	西日本旅客鉄道株式会社金沢支社長又はその指名する者
	石川県タクシー協会の代表者又はその指名する者
	道路管理者
活性化再生法第6条第2項第3号委員	国土交通省の職員
	石川県の職員
	石川県公安委員会の職員
	学識経験者
	地域の代表者
	事業実施に関連する者
	その他市長が必要と認めるもの

令和4年度 能美市地域公共交通協議会の役員について

会 長	能美市副市長	番匠 啓介
副会長	公立小松大学特任教授	高山 純一
監 事	能美市町会連合会会計理事	東 俊洋
	能美市企画振興部長	中出 真弓

能美市地域公共交通協議会事務局規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、能美市地域公共交通協議会規約(以下「規約」という。)第8条第3項の規定に基づき、能美市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の開催に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、能美市の交通施策を担当する課の課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、能美市の交通施策を担当する課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、能美市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、能美市において定められている公印の取扱いの例による。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、令和4年4月20日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理
能美市地域公共交通協議会長の印		てん書	21×21	会長名をもって発する文書	1	事務局長

能美市地域公共交通協議会財務規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、能美市地域公共交通協議会規約(以下「規約」という。)第14条第3項の規定に基づき、能美市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出納の閉鎖時期)

第2条 協議会の会計年度ごとの出納は、翌年の5月31日をもって閉鎖するものとする。

(予算)

第3条 協議会の予算は、能美市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。

(予算の補正)

第4条 会長は、会計年度の途中において、既定の予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 会長は、協議会の運営もしくは、事業の公正かつ円滑な執行に著しく支障が発生するおそれがあり、特に緊急を要するため協議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、補正予算を調製し処分することができる。

3 前項の規定による処置については、会長は、次の協議会において報告し、その承認を求めなければならない。

(歳入歳出予算科目)

第5条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第6条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、事務局長の専決により行うことができるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の会議に報告しなければならない。

(予算執行)

第7条 会長は、歳入歳出予算の執行について、事務局長に専決させるものとする。

2 予算執行の手続きは、適正に処理しなければならない。

(出納員、出納及び現金等の保管)

第8条 協議会の出納は、会長が行う。

2 会長は、事務局員のうちから出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

3 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他会計事務の手続きについて適正に処理しなければならない。

4 協議会に属する現金等は、会長が指定する金融機関に預け入れなければならない。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、能美市の例により行うものとする。

2 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調製し、監査員の監査に付した後、協議会の承認を得るものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、令和4年4月20日から施行する。

別表 (第5条関係)

(1) 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

(2) 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

能美市地域公共交通協議会報酬及び費用弁償規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、能美市地域公共交通協議会規約(以下「規約」という。)第15条の規定に基づき、第6条第1項に規定する委員(以下「委員」という。)及び第12条に規定する関係者(以下「関係者」という。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第2条 委員が能美市地域公共交通協議会の会議及び分科会(以下「会議等」という。)に出席したときは、報酬及び費用弁償を受け取ることができる。ただし、次に掲げる委員については、この限りでない。

- (1) 国、県、市の行政機関の常勤職員
- (2) 公共交通事業者及びその組織する団体並びに交通管理者からの選出委員
- (3) 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員

2 委員の報酬及び費用弁償の額並びに支払方法等は、能美市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年能美市条例第38号)の例による。

3 関係者の出席を求めた場合は、前2項の規定を準用する。

(その他)

第3条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、令和4年4月20日から施行する。

令和4年度 能美市地域公共交通協議会

事業計画（案）

月 日	事業名	主な内容
4月20日	第1回 能美市地域公共交通協議会	<ul style="list-style-type: none">・協議会設置に係る規約(案)等について・令和4年度事業計画(案)及び予算(案)について・令和4年度国庫補助金交付申請について・令和4年度調査業務の委託について
6月頃	第2回 能美市地域公共交通協議会	<ul style="list-style-type: none">・調査業務委託先の決定について・アンケート素案について
6～9月頃	各種調査	<ul style="list-style-type: none">・地域公共交通ネットワークの現状分析・地域移動実態調査・市民アンケート・観光客等を対象とした来訪者アンケート・将来予測 等
9～11月頃	地域住民との意見交換会	ワークショップ等
10月頃	第3回 能美市地域公共交通協議会	地域公共交通計画素案について
12月頃	第4回 能美市地域公共交通協議会	地域公共交通計画素案について
1月頃	パブリックコメント募集	地域公共交通計画素案について
3月	第5回 能美市地域公共交通協議会	<ul style="list-style-type: none">・地域公共交通計画(案)について・令和5年度事業計画(案)及び予算(案)について

令和4年度 能美市地域公共交通協議会

予算（案）

（歳入）

（単位：千円）

款	項	目	予算額	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	8,179	能美市からの負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	2,045	国庫補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金		
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	1	預金利息
歳入合計			10,225	

（歳出）

款	項	目	予算額	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	306	報酬及び費用弁償等
	2 事務費	1 事務費	18	手数料、消耗品等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	9,900	地域公共交通計画策定に係る調査等委託料
3 予備費	1 予備費	1 予備費	1	
歳出合計			10,225	